

カラー舗装事業実施取扱基準

北区商店街環境整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項に基づき、カラー舗装事業実施取扱基準を次のとおり定める。

（カラー舗装事業の対象道路の要件）

第1 カラー舗装事業の対象道路は、次の要件を備えたものでなければならない。

- （1）対象道路の舗装が老朽化等により、打換時期に来ていること。
- （2）道路管理者（私道にあつては道路の跡地の所有者）及び交通管理者の同意が得られていること。
- （3）東京都北区カラー舗装実施要綱（以下「カラー舗装実施要綱」という。）の適用範囲の基準を満たすこと。

（補助基準）

第2 要綱第2条第1項に定める補助対象基準及び補助限度額は、要綱別表1に定めるもののほか次の基準によるものとする。

- （1）補助対象部分は、表層及び敷きならし部分とし、カラー舗装に伴って基礎部分の工事が必要な場合、この部分については原則として補助対象としない。
- （2）工事費の積算には、安全対策・交通対策費、現場管理費等の工事管理費を含むものとする。

（施行基準）

第3 区が行う基礎工事と商店街が行う表層工事は、一体的に施行するものとし、区分の明確化を図るため次の基準により行うものとする。

- （1）商店街は、道路法第24条に基づく承認を受け自費工事により施工する。
- （2）区が契約した基礎工事の施工業者とカラー舗装工事の施工業者は同一とする。
- （3）商店街は、自費工事の工事監督をカラー舗装実施要綱に基づき区に委任する。
- （4）カラー舗装の維持補修については、カラー舗装実施要綱に基づき、区と商店街は「カラー舗装の管理等に関する協定」を締結し、これを遵守する。

（事前協議）

第4 要綱第6条に定める事前協議申請書には、あらかじめ商店街、道路管理者及び産業振興課とで協議を行い、適正な方法で算出した工事費の概算額を明らかにしなければならない。

- 2 カラー舗装の色彩、材質等は道路交通法を勘案するとともに、カラー舗装実施要綱に基づき道路課と充分協議するものとする。
- 3 対象道路が複数の商店街に連続する場合は、各商店街が事前協議申請書を提出し、その他の図面については全体を含めたものを提出するものとする。

（補助金交付決定にあたっての付加条件）

第5 要綱第9条に定める補助金交付決定にあたっては、次の条件を付するものとする。

- （1）道路法第24条（自費工事）承認の許可条件、特記条項を厳守して施行すること。

- (2) 施行における品質管理、工程管理、現場の安全管理は工事監督者の指示を受けて適切に施行すること。
- (3) 工事施工において中間検査をクリアした上で施行すること。

(管 理)

第6 カラー舗装工事後の管理にあたっては、適正に行うこと。